広島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例

令和５年２月１３日

条例第５号

（趣旨）

第１条　この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

２　この条例において「実施機関」とは、広域連合長、選挙管理委員会及び監査委員をいう。

（開示情報）

第３条　法第７８条第２項の規定により読み替えて適用する同条第１項の開示することとされている情報として条例で定めるものは、広島県後期高齢者医療広域連合情報公開条例（平成１９年広島県後期高齢者医療広域連合条例第１８号）第７条第１号ウに掲げる情報のうち、当該公務員等の氏名に係る部分であって開示することにより当該個人の権利利益を不当に害するおそれがないと認められるものとする。

（手数料等）

第４条　法第８９条第２項に規定する開示請求に係る手数料は、無料とする。

２　開示請求に係る保有個人情報が記録されている地方公共団体等行政文書の写しの交付を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

３　広域連合長は、前項の規定により費用を負担する者に経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、その者が負担すべき費用の額を減額し、又は免除することができる。

（開示決定等の期限）

第５条　開示決定等は、開示請求があった日から１５日以内にしなければならない。ただし、法第７７条第３項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

２　前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を３０日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限の特例）

第６条　開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から４５日以内にその全てについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第１項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

（審査会への諮問）

第７条　実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、広島県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例（平成１９年広島県後期高齢者医療広域連合条例第２０号）第１条に規定する広島県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問することができる。

(1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 法第６６条第１項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

(3) 前２号に掲げる場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

（運用状況の公表）

第８条　広域連合長は、毎年１回、各実施機関における個人情報保護制度の運用の状況を取りまとめ、公表することができる。

（委任）

第９条　この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、令和５年４月１日から施行する。

（広島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の廃止）

第２条　広島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成１９年広島県後期高齢者医療広域連合条例第１９号）は、廃止する。

（経過措置）

第３条　次に掲げる者に係る前条の規定による廃止前の広島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第３条第２項又は第８条第３項の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第２条第２号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧条例第２条第１号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた事務に従事していた者

２　施行日前に旧条例第９条第１項若しくは第２項、第２２条第１項若しくは第２項又は第２９条第１項若しくは第２項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

３　施行日前に旧条例の規定により審査会に諮問がされた場合における旧条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。

４　次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第２条第３号に規定する保有個人情報（以下「旧保有個人情報」という。）を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の旧保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、２年以下の拘禁刑又は１００万円以下の罰金に処する。

(1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) 第１項第２号に掲げる者

５　前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、１年以下の拘禁刑又は５０万円以下の罰金に処する。

第４条　附則第２条の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

附　則（令和７年２月１８日条例第１号）

（施行期日）

１　この条例は、令和７年６月１日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

２　この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

３　この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第６７号）第２条の規定による改正前の刑法（明治４０年法律第４５号。以下「旧刑法」という。）第１２条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下同じ。）、旧刑法第１３条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下同じ。）又は旧刑法第１６条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれの刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。